

国民年金コーナー

生活を支える方が亡くなったとき 遺族年金が支給されます

国民年金では、65歳から老齢基礎年金が支給されますが、不慮の事故などで生活を支える方が亡くなった場合には「遺族基礎年金」が支給され、国民の暮らしを守ってくれます。

◆支給対象者

亡くなった方に生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」に支給されます。

※遺族年金でいう子とは①18歳到達年度末(3月31日)までの子②20歳未満で障害年金の障がい等級1級または2級の子です。

◆受給要件

- ・老齢基礎年金を受給していた方が亡くなったとき
- ・被保険者または老齢基礎年金の受給資格期間を満たした方が亡くなったとき(保険料納付済期間<保険料免除期間を含む>が保険料を納付しなければならない期間のうち3分の2以上あること)。

- ・死亡日に65歳未満で、死亡日のある月の前々月までの1年間に未納がないとき(平成38年3月までに死亡日がある場合)。

◆年金額と子の加算額

遺族基礎年金は77万2,800円に子の加算額を加えた額が支給されます。子の加算額は1人につき22万2,400円(2人目まで)、3人目以降は1人につき7万4,100円となります。

※子が受給する場合の加算額は、2人目以降に子の加算が行われ、前記の加算額を子の人数で除した額となります。

◆厚生年金の加入者

遺族基礎年金は、厚生年金の加入者にも支給されます。受給要件などございますので、詳細はお近くの年金事務所にお問い合わせください。

☎郡山年金事務所

☎024-932-3434

☎町民生活課 ☎72-6933

遺族基礎年金の年金額(平成26年4月分から)

受給者	子の人数	年金額(A)	子の加算額(B)	合計額(A+B)
子のある配偶者	1人	77万2,800円	22万2,400円	99万5,200円
	2人		44万4,800円	121万7,600円
	3人		51万8,900円	129万1,700円
子	1人	77万2,800円	0円	77万2,800円
	2人		22万2,400円	99万5,200円
	3人		29万6,500円	106万9,300円